

### 第3回福島県市町村と県の連携に関する審議会 議事録

日 時	平成17年11月24日(木) 午前10時30分～12時00分
場 所	県庁本庁舎 5階 正庁
出席委員	岩崎由美子(福島大学人文社会学群行政政策学類助教授) 菅野典雄(福島県町村会長) 今野順夫(福島大学理事・副学長) 相楽新平(福島県市長会長) 佐藤和子(ふくしまNPOネットワークセンター常務理事) 佐藤晴雄(福島民報社編集局長) 鈴木宏幸(日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会会長) 寺島由浩(福島経済研究所理事長) 柳沼幸男(福島民友新聞社編集局長) 山浦栄子(元会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会委員)
議 題	(1) 今後の市町村の在り方について (2) 県と市町村の役割分担・連携の在り方について (3) その他
配付資料	資料1 第2回福島県市町村と県の連携に関する審議会 委員発言内容 資料2 今後の市町村の在り方について 資料3 県と市町村の役割分担・連携の在り方について 参考資料 「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラム (素案)

#### 議事内容

## 1 開 会

### 司会(市町村領域市町村行政グループ主幹)

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより第3回福島県市町村と県の連携に関する審議会を開会させていただきます。

本日の会議の出席委員でございますけれども、瀬谷委員から都合により欠席という御連絡が届いております。瀬谷委員以外の委員の皆様、全員御出席でございますので、審議会規則に定められます定足数に達していることを、まずご報告させていただきたいと思っております。

## 2 議 事

## 司会（市町村領域市町村行政グループ主幹）

それでは早速議事に移りたいと思います。審議会規則に基づきまして会長が議長となります。今野会長よろしく申し上げます。

## 今野会長

おはようございます。それでは議長を務めさせていただきます。

まず今日の審議会なんですけど、議事録署名人の指名をさせていただきたいと思います。署名人は名簿の順によりまして、鈴木宏幸委員、それから寺島由浩委員によろしく申し上げます。

本日の議題は既に前回に引き続きまして、既に出されておりますが、一つは「今後の市町村の在り方について」ということと、もう一つは第2番目に「県と市町村の役割分担と連携の在り方について」です。3で「その他」ということになります。

### (1)今後の市町村の在り方について

## 今野会長

それでは議事の1の「今後の市町村の在り方」というところで議論をいたしたいと思えます。前回まで各委員から意見がありました内容を踏まえまして、事務局のほうで資料のとおりまとめていただきました。その点、事務局のほうから、まず説明をお願いしたいと思います。

## 市町村領域広域行政グループ参事

おはようございます。資料2の御説明の前に、資料1につきましては前回の委員の発言の内容をまとめましたものですので、後で御覧いただきたいと思えます。

資料2を御覧いただきたいと思えます。「今後の市町村の在り方」ということで、だいたい第2回の審議会でいろいろ御議論をいただきました御意見を踏まえまして、整理したものでございます。まず2ページ「市町村を取り巻く状況と課題」では、地方分権の進展、少子高齢化等々のそういう状況、あるいは課題があるというようなこと。特に財政状況の悪化、最後には住民活動の高まり、そういうことに今なっているというふうに記載しております。4ページ第2の「今後の市町村の在り方」につきましては、身近な行政主体として、幅広い事務を自主的・総合的に処理することが今求められていると。そのためには住民自治の充実、あるいは行財政基盤の強化・行政体制の転換が重要になっているというふうな記載になってございます。5ページの第3「県内市町村の状況」、県内の状況どうなっているのかというようなことで、今までお示しをいたしました、面積、人口、財政状況等々につきまして8ページまで記載してございます。9ページを御覧いただきたいと思えます。第4、それでは市町村に期待される取り組みというのはどういふものなのか、ということですが、市町村は意識改革に始まって、自らの

有り様・取組、施策などあらゆる面で大胆な改革が必要であるということです。そのためには自治意識の高揚、住民活動の支援促進、住民との協働、さらに情報公開、将来ビジョンの共有などによりまして、住民自治を充実させていくことが必要ではないかということでもあります。もう一つは行財政基盤の強化、行政体制の転換のために、権限ですね、市町村がまちづくり、独自のまちづくりを行うだけの権限をどうやって確保していくのか、どういった必要があるのか。あるいは歳出の削減、あるいは事業の評価、職員の意識改革などによりまして、行政能力を向上させていかなければいけない。それと徹底した行財政改革をしていくということでもあります。また、広域連合、合併などの広域的な連携もやっていかなければならないと。さらに市町村独自の、今後のまちづくりにあたって必要となるものについては、既存の法制度にとらわれない制度提案・政策提案を行っていくことが必要であるというふうに記載をしております。

で、いままでの内容につきましては、これまでの御意見等を踏まえて整理したものでございます。その辺についての、さらに御意見を、御議論をいただければと思います。

また、これまで議論しておりませんでした、既存制度にとらわれない市町村の在り方を考えた場合にですね。今、市町村の大小によらないで、フルセットで行政サービスを提供していると言う点とかですね。あるいは自治法上、いろんな法律で各種委員会等が必置というふうになっております、そういうものについてどうなのかという点。あるいは俗に言われています、いわゆるシティマネージャー制度みたいなもの。自治制度についてもですね、いろんな多様な自治制度があってもいいじゃないかという議論があるわけですが、その辺についても、ちょっと御議論をいただければありがたいなというふうに思っているところでございます。説明については以上でございます。

## 今野会長

どうもありがとうございました。それではただいまの事務局の説明を踏まえまして、皆様からの御意見をお願いしたいと思います。特別あの、御指名ということでなくて、自由に、フリーに御意見いただければというふうに思いますのでいかがでしょうか。

資料1のほうは、この前の第2回の時の委員の発言内容を羅列しておりまして、今後の在り方ということで、わたしなりに委員の発言を考えますと、一つは事業評価。検証の問題が出されてますね。で、それでやっぱり質の向上を図るべきだと。非常に一般的なことかもしれませんが、そういう議論がありました。それから縦割り行政。市町村においても縦割り行政的なところが強いというところで、その辺の改善。さらに、今もお話にありました県と市町村の役割分担をどうしていくのかという、大きな市の場合と小さな場合で全く同じような、今の現行制度の問題でございますので、これについて、どういったふうにして考えていったらいいのか、と言う問題。あるいは権限の問題等々ございまして。それを今、1回目、2回目をまとめながら、事務局のほうで全体として「今後の市町村の在り方」ということで、取り巻く状況・課題も含めまして出していると思いますが、なにか御質問等含めましてありませんでしょうか。

ま、今もありましたけれども、今後の市町村の在り方として、画一的に、たとえばフルセット型でやっていけるのかというのが、必ずしも具体的にどこが云々というところまで議論が詰まっているとは思いませんけれども、一般的には中核都市とかそうでない場合とか、違いがいろいろ現実にありますけれども。それにしても、ヨーロッパあたりの自治体を見ると、必ずしも日本のようなフルセット型ではないということもありまして。大転換するか、規模によって少なだらかにするか、あるいはそれを県にやらせてもらうという形になりますが、権限の問題もその辺も、普遍性のある議論なかなか難しいんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

### 寺島委員

前回申し訳ありませんが欠席させていただきましたので、資料1と資料2、まとめていただいたのを2、3回読ませていただいて、そのあとの資料4も大変よくまとまっていると思って感心して読ませていただきましたけれども。

基本的には、私は前にも申し上げましたけれども、日本の財政、税収の問題そのものがですね、おそらくGDPで3%以上の成長率、これから何年も持続して出てくるかということはもちろんできませんが、地方にとって、二極化問題っていうのはますます深刻になってきている。そういう中で、国は小さな政府をめざすと言う一つの方向性を出しましたけれども、私は、各基礎自治体そのものですね、どこまで住民にサービスをしていくのか。で、その税収が細っていく中で、いろいろその広域連携の問題、又は相双である程度成功しております、廃棄物の、産廃の問題で、組合をつくって7、8町村かでやっておられると思いますが、そういう問題とかですね。またはその今、PPPというその「パブリックとプライベートのパートナーシップ」という問題が、ここ2年くらいでいろいろ出てきておりまして、これを基礎自治体に取り込んでいかないとですね、いずれにしても非常に厳しい。これはあの、広域合併がなろうがなるまいがですね、非常に厳しい状態になるのではないかと。

そういう面では広域合併自体がですね、どちらかというとな財源、財政の問題で、その特例債の問題、それから一方では(広域連携を)やらないと、その地方交付税の締め付けという、表現どうかわかりませんが、そういう問題の中で出発しているようですが、私は、その先をですね、たとえば広域合併するならば、5年先10年先のビジョン、又はコンセプトをきちっとですね、考えた上でどうするのか。その情報公開っていうものが非常に大事ですが、特に金融機関出身なものですから、その連結財務諸表というものの、これは法務技術とともに、これから非常に大事になってくるのではないかとこのように思っています。少し話飛びますが、それはどういうことかといひますと、国も今、一般会計と特別会計という問題がでてきてますが、金融機関は5年、7年前からですね、その不良債権の問題、これの引き当て。又は地価会計の問題、土地の地価会計で目減りした分を引き当てする。そういうことでいわゆる一つのバランスシートの中で、全て情報を開示ができる、情報公開ができるようなシステムをですね、一般企業もそうだと思

います。で、この辺も非常に大事になりますが、そういうものを全部情報公開して、メリット、デメリットを全部出した上で、「さあ、ここまで私どもはやるつもりですけどどうでしょうか」と。そういうものが前提にないとですね、この広域合併と言う問題も、ちょっと方向が狂うんではないかという気がいたしております。たとえば、静岡と清水が合併しましたけれども、いま出てきているのは、何が出てきているかという、特例債でたとえばバーチャル水族館とか総合博物館、又はそのオペラハウスと、依然として箱物に。大きくなりましたんでその分人が入るだろうという、箱物にどうしても、その意識がいつている。そうじゃなくてソフトの面でどうするかというのが、私はこれからの地方自治体にとって極めて大事になってきます。そういう中で、先ほど申し上げました、民活との協働。これは難しいと思いますけれども、たとえばNPOさんとかボランティアさん、それぞれがやっぱり政策的に相当なレベルのですね、私は政策を作り上げる団体になってきていると思いますし、共存していけないはずはないというふうに思っております。あまり時間とってもあれですから、この辺で。

#### 今野会長

はい、どうもありがとうございました。今、寺島さんの御意見に関わっても、先ほどの事務局のまとめでも結構ですので、御意見がありましたらよろしく願います。

#### 菅野委員

私、町村の代表として参加させていただいているんですが、先日、これからの町村はどちらかという自治体では小さな方ありますので、小さい町村と県との在り方ということで、知事さんと若干の懇談会をもたせていただいたところなんですが。その中でもいくつか出たんですが、今、会長さんのお話にもありましたように、いわゆるあの大きい自治体も小さい自治体も、これは国から流れてくるのも県から流れてくるのもあるんでしょうけど、いろいろな文書の量ですね、提出しなければならないのがものすごくあると。もうそれに没頭せざるを得ない。あるいはそれをやっていると仕事をやっているというような意識がでてくると。ある程度やはり必要なはあるんでしょうけれども、場合によっては、小さいところは小さいなりに省いたり、あるいは内容が単純な形でもいいんじゃないかとそんなお話がありまして、なるほどと。それはあの進化プログラムの中にあるだろうと、これから公表というようなお話でいただいているわけですけども。前に私、今、構造特区ということで各自治体が国のほうにあげているわけですけども、県もあげるべきではないかという話なんですが、むしろこの進化プログラムは、県版の特区ではないかと、私、まだ全部読んだわけじゃないですが、そんなふうに考えておまして大変期待をしているところなんです。県版の特区っていうのはつまり、この多様な自治制度を考えていこうと。いわゆるその全て単線という考え方ではなくて、複線ということも場合によってはあると。こういうふうなことではないかなと思っております。今、一般的に行政というところで考えているわけでありまして、き

っと医療の問題、あるいは福祉、国保の問題とかですね、あるいは教育の問題、いろいろな形で、これから県と市町村の在り方の中で、いわゆる単線で制度一本でという形の中では、なかなかやっぱり大変なところが出てくるんだろうなと、こんなふうに思っております。いろいろ制度上で簡単ではないんでしょうけれども、できるだけ進化プログラムなど、県の特区、こういうのをもっとアピールしながら、内容を深めていただける、これからの課題でありますけれども、そうしていただければ我々としてはありがたいなとそんなふうに思っております。

#### 今野会長

どうもありがとうございました。その他ございませんか。では相楽さん。

#### 相楽委員

今、菅野委員からもいろいろ話をされたわけですが、今回、ここに来る前に市の中で、あるいは県の市長会の中でですね、今後の市町村の在り方と県との役割分担について意見を聞いてみたんですが、市の場合、これから市町村の在り方を考えた場合、一番重要なのは何かということなんですが、うちの職員の皆さんから出ることは、県と市町村の信頼関係の確立ですね。同じような仕事をやっているわけですね、県民に対し、あるいは市民に対し、町民に対し、村民に対し。ところがですね、たとえば何か補助金を申請しようとする、必要以上の書類、これを裏付け資料として提出させられる。これはやっぱり市町村と県の信頼関係が確立されていないということの証ではないかと。ですから市町村がやろうとしているところを、これは率直に認めていただいてですね、やっていただかないというと、この干渉だけの県と市町村との関係になってしまうのではないかと。

さらにはですね、これは権限移譲もそうなんですが、せっかく権限移譲されたんですからこれを行使しようとするのがたくさんあります。一つ例を言いますと、たとえば都市計画審議会におきまして、市街化区域の用途変更、開発地域の用途変更等をやる際には、それぞれの自治体の都市計画審議会に諮って、そこまではいいわけですが、その後やっぱり県のお墨付きをいただかないかぎりには実行できない。ということはやっぱり市町村の考え方を絶対的に信頼していないという面があるんですね。ですから、そのところ、自らの土地利用計画でありますから、その段階で、市町村の審議会の意見をやっぱり尊重してやると。そういうことをやっていただかないというと、いつまでたっても市町村が大人になれないと思いますね。やっぱり自己責任の社会ですから、市町村にも自己責任の権利を付与しておく。このことがいま市町村にとって一番大事であり、また市町村が自立していくっていう社会ですね、自立を求められているわけですから。いつまでもその県とか国とかに依存体質を持っていたのではだめであって、一日も早く脱却してですね、本当に住民のための行政サービスをどのようにしていくかということについて、これはもう住民自治ですから、その住民自らが決定していくという段

階でね、その上にまた重しをかけるということであっては本当の意味での地方自治の振興にはならない。こういうことが職員の皆さんから多く出た意見であるわけです。

また、これは下とも関係あるんですが、県が今後、役割といたしまして調整機能であるとか補完機能であるとか、広域機能であるとか、こういう役割を担うって言うんならば、市町村はいっぱいやってもらいたいことがあるっていうんですね。一つを例に取りますと、たとえば社会保険関係の医療費の無料化の問題ですね。現物給付と後払いとあるんですが、今主流は現物給付化しているんですね。あの、子供の医療費ですね。自治体によって年齢違うところもあるようですけれども、それは市町村独自でやるとなかなか大変なんです。たくさんの保健医療機関があるわけで、そういうものをみんな理解していないと市町村は支給することができない。これはやっぱり県のほうで窓口的な役割を果たしていただくと、市町村はその負担がなくてスムーズにできると。そしてなおかつ県下一斉のサービスすることもできるということでもありますので。

市町村の数も90から61になる。もっともっと少なくなると思うんですね。ですから県の役割というのは、また違う方向にシフトしていかなくちゃいけないし、特に住民と直接関わりのある市町村においては、住民の意向を無視してはなかなかできない社会になってきていますが、そういったこの、権限を与えるときにはやはり信頼していただくということでない、役割分担をしましてもね、後に引きずっているものがあるとかやっぱりだめじゃないんですか、ということが我々の話したところであります。役割分担等につきましては、その他にも市長会のほうでも出てきましたが、それは後で。

#### 今野会長

ありがとうございました。いろいろ信頼関係の話も出ましたけれども、ここでは知事の最初の時の御挨拶にもありましたけれども、現行の枠組み制度というものが、あるいは、そのネックになっているのかもしれないという議論も含めてですね、ということもありますので。ま、あまりそれを気にしていると、現行の枠組み制度いつまでもかわらないということもございますので、大胆に提起することも含めて、これはまあ法改正までいかどうかかわりませんけれども、ここで自由に討論していただきたいというふうに思っています。その他、ありませんでしょうか。

#### 鈴木委員

ただいま住民自治の話がありましたけれども、特に地方分権のことについてはですね、なんとなく県民の方っていうのは、さきほどからお話のあります、いろんな行政事務のお話であったり、権限の話であったり。あの、国から降りてくるってのはわかるんですけども、実際にこれによって私たち住民にとってどんなメリットがあるのかとか、そういったものがまだまだ浸透していないと思うんですね。その辺をもっと情報として県民に提供していくことによって、県民も含めた本当の意味での地方分権というのが推進されていくんじゃないかなと思いますので、そういった役割を県に担っていただくのか、

市町村に担っていただくのか、そういった部分を御議論いただきたいなと思います。

#### 今野会長

はい、ありがとうございました。その他の委員、御発言いただきたいと思います。

#### 岩崎委員

2点ほどありまして、1点目はですね、先ほど菅野村長がおっしゃった点と関連するのですが、小さい小規模町村と県との在り方についてなんですが。新聞報道でも町村会と県の知事との懇談会がされたっていうのがありまして、新聞報道の後、私の知り合いの多くの自治体職員から電話が来ましてですね「いったいこれはなんなんだ。」っていう電話がきたんですね。その新聞報道を見るとですね、とにかくたくさん作らなければいけない計画があると。小規模自治体はそれに対応していくのがものすごく大変であると。そのためにその支援の一環として、県が計画のひな形をつくって、それを町村に下ろして、町村がそこに固有名詞を書き換えてですね、(そういう)支援をするんだというような書き方になっておりまして。で、それは間違いだというのがですね、先ほどの菅野村長の話でよく分かってですね、安心したんですね。そのあたりなんていうんでしょうか、その計画のひな形を作って下に下ろすって言うのは、まさしく単線型の仕組みづくりに過ぎないわけで。そうじゃなくて柔軟にね、先ほど村長がおっしゃったように小さい者はもう作らなくてもいいんじゃないか、あるいはもっと単純化してもいいんじゃないかという複線型の仕組みづくりに向けて、県が小規模町村に支援をするんだということを明確に打ち出していないと、ややそういう誤解が生じるおそれがあるんじゃないかという気がしております、それを1点申し上げたいと思います。

それから2点目なんですが、人材育成が、わりとお話のように今回の懇談会のほうにたくさん出ておりまして。この資料の2のところにも、今後の市町村の在り方として、身近な行政主体、でそれは住民自治の充実ってことがことが図られていくんだということが明記されていて、これは非常によかったなあというふうに思うんですね。やはりさきほどからお話がありましたように、地方分権の先には住民自治があるんだということからすれば、「住民自治」ひとことで住民自治ってどういうものなのかってことは非常に難しい。で、そのまさに最前線でやっておられるのが市町村職員の方たちだと思うんですね。で、いろいろ最近もまちづくり条例のような形で、非常に熱心に住民参加型の計画づくりをとりくんでおられる自治体も増えているわけです。そんな中で、第1回目の審議会で菅野村長がおっしゃったことだと思うんですが、いわゆる専門性の問題で、専門性って言うのは2つあって、いわゆる法の運用能力であるとか、技術的な高度な能力も専門性であるんだけど、もう一つは住民とともに汗をかける専門性もあるんだ、で、それが必要なんだっていうことをおっしゃっていた気がしていて、私もそこは大切にしていくなんじゃないかな、どうしても見見過ごされてしまうところなんじゃないかなって気がしているんですね。で、そういう意味で、住民自治をこれから展開してい

くためには、住民とともに汗のかける行政職員というものが求められる。とするならば、そういう人材育成に対して県は何ができるのか。逆にいうと、市町村職員の人材、市町村職員の企画力、能力向上ばかりじゃなくてですね、県職員の企画力、能力向上に向けても、そういった住民自治の現場ですね、最前線に県の職員の方に来て貰ってですね、住民や市町村職員といっしょに住民自治に向けたいろいろな事業、企画に携わっていただくと。そういったような視点でも、人材交流みたいなことが必要なんじゃないかなという気がしております。どうしても市町村職員的能力向上のために県が上から教えてあげるよっていう感じで人材育成をするよっていう感じが、どうしても前が出がちなんですが、そうではなくて、むしろ県職員も市町村から逆に教えて貰うというんでしょうか、住民自治の現場についてですね、そういったような形で、双方向的な人材の育成支援の関係が作れるのじゃないかなという気がしております。で、そういったようなことを是非ですね、視点を御検討いただければというふうに思っております。以上です。

#### 今野会長

はい、どうもありがとうございました。事務局と話をしたときに、やっぱり新聞報道を見ると、この審議会とは別に、菅野さんが中心になっている町村会での懇談会があって、こちらのほうの役割がなくなったかなあと、一瞬思ったんですが。まあ、それぞれ独自に、もちろんこちらは市も含めて、多分市を含めていくと、なかなか小規模のところはどうも要求がはっきりしないというところが、あるいはあるのかなと思って。ま、その辺あたり、もし、正式の場ではないかもしれませんが事務局のほうから説明を。どういう趣旨でですね、何が話題になっているか、もし後でありましたら教えて頂きたいと思います。

その他ございませんでしょうか。では佐藤さんお願いします。

#### 佐藤和子委員

行政とは、県と市町村との役割ということばかりではなく、住民というか市民セクターと企業セクターと、それから行政セクターっていう、やっぱり3つの役割分担みたいな話がいっしょに議論されないと、行政と市町村の役割だけでは、多分解決されないテーマがいっぱいあるんだらうなっていうふうに思います。まして、今後、市民セクター、NPOとか、住民セクターのところを、ちゃんと位置づけていただかないと、私たちが一生懸命やったとしても、これしかできないというふうなことになるので、そこら辺も議論してほしいというふうに思います。

それから、まさに岩崎さんがおっしゃったように、一生懸命これから協働したいと、NPOとかそういう方々と協働したいという方向性はでているんですけども、実際、県が市町村に協力するっていう話があったように、NPOの現場のほうに行政の方が来ていただいて、これは先進的なところではもう既にNPOさんに出向をさせて、自らNPOを分かっていたらと。ようするに頭で考えたり、机で考えたりしても、やっぱり

実態は分からないと思うんですね。そういう意味で現場に派遣するような制度もあるといいのかなというふうに思ったりしております。

#### 今野会長

はい、どうもありがとうございました。その他ございませんでしょうか。

#### 菅野委員

先ほど人事の、人の交流という話がありましたけれども、町村会のほうでもお話でたんですけれども。我々住民の最前線でやっていますと大変なこともいっぱいあるんですけれども、まあ、満足したといえますか、やったなという思いもたくさんあるわけですね。そういう意味で今、県のほうからは助役さんかなんかっていう形で、それなりの方なんです。若い方には是非あの、やりがいをとということで、市町村のほうに派遣されるという制度がやっぱり福島県としてオリジナルにつくられてはどうかというふうに思っています。決して県の職員がやりがいがないというのではございませんので。ただ事務的なところだと、やっぱりその、胸が熱くなるようなことはなかなかできないけれども、市町村のほうにはそれが結構あるということをお話をさせていただきます。

それから多分、新聞などで、県が来年度、今年もそうなんです、少子化対策に最大の努力を払うというお話があったんですが。これもあの、県は県で、市町村は市町村でたとえば、なんですか100万円を出すとかいろいろな方法あるわけなんですけれども。何か協力といえますか、一緒にことを進めるということができないものなのかな、というふうに思っているんですね。我々市町村も、どこの市町村もほとんどの少子化対策、非常に重要だと、じゃどうすればいいんだってことが考えられているんじゃないかなというふうに思うんですが。そういう一つとしてですね、教育の、学校ですか。たとえば高校。わたしの村にも分校があるんですが。以前私、教育関係者の懇談会の席で、少子化になりますと学校の統廃合が入ってくる訳でありますけれども、小さなところにある学校は、自治体と共同経営したらいいんじゃないのと、こういうお話をしましたらば、「えー、そんなこと」という話だったんですが。別に共同経営というのは、あの、なかなか金を出すわけにはいきませんが、責任を我々が持つということになれば、いまの相楽市長さんが、それぞれ自治体を育てるとのこと、ま、あるいは利活用する。いままで教育界は、黙って、前から情報流すと怒られますから黙って改編をしたり、学級を減らしたりと、こういうことをどうとやってくるんですね。そうすると県に対する不満が必ずでてくる。そこをそうじゃなくて、我々にその責任を負わせたほうが、やりやすいだろうなと。そのほうが我々も本気になって、自分の高校をどうするかとかですね、あるいは学校をどうするか、こういうことがでてくるのではないかなというふうに思っています。そんなやり方も考えられた方が。さきほど相楽市長さんの話を聞いて、ふと思ったものですから付け加えさせていただきました。

## 今野会長

どうもありがとうございました。その他ございませんでしょうか。

先ほど人材育成の問題で、市町村の職員のみならず、県の職員が積極的に現場に入っていくという話がありまして、私も新聞等では、助役さんなんかは何年間か行ってという話はよく見てはいるんですが。その辺あたり、どういう方式でやられているのか、あるいは何かいろいろ工夫があるのかなという気がしましたので（事務局から）お願いします。

## 市町村行政グループ参事

今、お話にありましたように助役さんを現在派遣してますが、若手職員も相互人事交流という意味で、市町村の若手職員が県に来て、県の若手職員、まあ30代の職員ですが、市町村に行ってそれぞれ現場で業務をしているというのを、平成11年ですか、そのくらいから始めておりまして、現在13名ですね。そのくらい相互に交流をしている。それは、基本的には2年という期間でもって交流をしております。あとは合併協議会などには、県の業務だということもありまして、それは派遣という形で、合併協議会などにも行っております。ですので、過去においては若手職員の交流が少なかったかもしれませんが、最近は若手職員も頻繁に市町村と県とで交流をしているという実態でございます。

## 今野会長

はい、どうもありがとうございました。その他の委員の方ございませんでしょうか。

## 山浦委員

今ほどの人事交流の話なんですが、県がこれまで町、市にしてきました市町村への人的支援。あるいは今県のほうでいわれました相互人事交流制度。あるいは実務研修制度、これは職員が県の地方課あたりに出向いたしまして実務での研修をする制度なんです、それについては、市町村の意識の改革、資質向上等に大変大きな役割を果たしていると思います。そのことから、効果等を広く周知するとともに、さらに強化していく必要があると考えております。

## 今野会長

どうも、ありがとうございました。そろそろこの議題については出尽くしているでしょうか。あ、追加ですか。

## 山浦委員

先ほどの寺島委員のおっしゃったことですが、これまで実施してきたことでありますけれども、まず市町村の在り方ということで、情報の公開であろうと思います。行財政

の現況、あるいは地域の課題を積極的に公開しまして、10年先、20年先の将来のビジョンを構築し、情報を共有すると。情報の公開がなければ、状況を把握することは困難でありますので、そして行政と住民との、共に意識改革が必要であろうと思います。住民の目線に立って真剣に聞く。耳を傾け、いっしょに考える。痛みがわかって、求められている物を知るといったホットな思いと、専門的な知識を身につける、そして人脈もまた大切。違う視点から見ながら責任をもってやり通すといったクールな頭脳、どちらも必要でありこういったことが行政に求められているのだらうと思います。これ外の県のことですが、人件費こそ最大の事業費ということで、職員が汗をかいて知恵を出して進めているゼロ予算事業。職員ひとりひとりが住民の付託に応じて、意欲を持って力を尽くすということで、ある県から生まれたゼロ予算事業ですが、そのもたらす効果はどのようなものか注目しているところでございます。

#### 今野会長

どうもありがとうございました。鈴木さんお願いします。

#### 鈴木委員

行財政改革に関連してなんですが、国のほうが官から民へというようなことも踏まえていろいろ検討されておりますが、やはり市町村レベルになるとですね、実際にどんなことが行政改革のために、官から民へ移譲できるかとかですね、そんなこともやはり今後もうちょっと、住民と、住民も含めて検討していく必要があるんじゃないかと。なかなかまだ、そういった状況がまだ見えてないものですから。是非、市町村においても住民といっしょにですね、行政がやるもの、やらなくちゃいけないもの、またはこれは民間でもできるものというものを、そろそろそういった場を設けてですね、御検討していく時期にきているんじゃないかなというふうに思います。

#### 相楽委員

鈴木さん、どこですか。

#### 鈴木委員

福島市です

#### 相楽委員

市町村も今鈴木さんが言われたこと、だいぶ前から、たとえば民間でできる、民間の方でやってもらうということでは、どんどん市町村も委託進んでますね。どんどんやって貰ってます。たとえば施設管理なんか民間ですね。それでその委託といういろいろな問題があってね、今度法律改正になって指定管理者制度ができました。私のほうは、ほとんどもう、施設関係でいえば、今年度と来年度あたりで民間委託になります。指定

管理者制度導入。体育館もみんなそうだね。それくらいいま、ちょうど過渡期でありますから、多分福島なんかも取り組んでいると思いますよ。福島がやってる仕事なんか私も勉強させていただいたりしておりますけども、かなり進んでいると思います。ですから自治体についてね、民間でできるもの民間でやってもらうというのをどうやっているということ、総務あたりあるいは企画あたりいけばわかると思いますね。それで足りないのかどうかということはあると思いますけどね。

### 鈴木委員

はい、あの指定管理者制度、それとたとえばPFIとかも含めて、それは徐々にというのは分かっているんですけども。ただそれは実際にやるかやらないかというのは、やはり各自治体、行政のほうで決めたものを出しているという、まだまだそういう状況だと思っんですね。実際に住民から見れば、じゃこれはなんで指定管理者制度で出したんだったということもわからないという状況だと思っんです。だからやはりきちんと住民とそういった場を設けるなりして、こういう理由でこれは指定管理者制度で出すべきだ、またはPFIで出すべきだとかですね、そういった、もう少し住民の方の理解を得ながらそれを進めていかないと、逆に指定管理者制度になったために、サービスがちょっと違うんじゃないかということも言われ始めてもいますので、その辺も含めて、何故こうなのかということ住民に説明していく責任があるんじゃないかなというふうに、特に自分のところで、住んでいるところも踏まえてですね、お話をさせていただきたいなというふうに思います。

### 今野会長

よろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。

先ほど菅野さんの、学校の、県立高校の話でしたでしょうか。あれはこういうお話なのかなと思っんですが。たとえば広域連合みたいなので、たとえば島根は唯一県が入って県立病院の運営についての広域連合やってますよね。そういうイメージなのかどうかと、ちょっと思っんですが。あの福島は広域連合っていう仕組みがないし、他にあるところも県が入っているのは唯一島根県の県立病院だけなんで、県との協働しながらというのはどういう趣旨なのかなと思っ。そういう意味ですか。

### 菅野委員

ときどき新聞で、なにせ少子化ですから生徒数が少ないわけなんで、統廃合これは当然だろうというふうに思います。そういう意味で、いままで小さな自治体のところに小さな高校であったり、あるいは分校であったりがあったわけですね。で、当然なくなればかなり遠いところに通わなければならない、あるいは交通費も必要だ、生活費も大変になってくるとこういうことになるわけで。それはそれでしょうがないんでしょうけれどもその前にまず、このまえ知事さんの話にもあったようですけども、ただただ少な

いからという一定の基準やなんかでやるだけでなく、その、地元とかなり深く関わっている話でありますから、県立だから県の責任でということではなくて、自治体と相談をしながら。あるいは自治体に、少なくなれば当然（統廃合に）なりますから、何かそこで自治体の力なり、アイデアなり、努力なりができませんかというふうに呼びかけていったほうが、いわゆる自治体のなんていいますか、自助努力、自立性なりなんなりが育っていくはずですし、また本気になって課題に取り組むというふうになるのではないかなとそんなふうに思います。

その時に、また言ったのは、校長人事権もお願いしますよという話、いやそんな話は、ってことだったんですが、なんか去年あたりから二人くらいという話もできましたから、どんどんとやはり変わってはきているなというふうに思いますから、いままでの固定観念、規範、常識というものをもうちょっと、もう一度総洗いをした中で、いければなど、特に教育問題は私は重要だと思っております。

#### 今野会長

どうもありがとうございました。自治体で行財政改革は非常に重要なんですが、私も最近、西白河郡の議員さんのセミナーっていうのを、おとといも行ってきてですね、ずっと継続してやってまして。やっぱり地方議員さん自身が、まちをどうやってやっていくかっていうのは、町の職員の能力向上という問題もあるんですが、それだけじゃなくて、教育問題を地域でどうやってとらえるかっていうのが、極めて要望が強いということなんですね。で、教育関係の、地域教育論の先生を連れて行っているいろいろ話して貰ったりしたんですが。

まあ幼稚園と保育所の問題、あるいは教育委員会と行政の問題、あと一番私なんかは過疎化を進展させている一つの原因は、やっぱり教育機会なんだろうという気がします。大学の入学自体が大体50%越してますので、大学に入らないとということになりますと、それをきっかけにしてどんどん外にでていく。もちろん雇用の受け皿がないということがありますが、それでしかし、町の教育委員会に行くと、ほぼ教育問題というと中学校止まりの政策しかないというのが実態ですね。「県立高校は知りません」で感じで。我々も福島大学なんか「ここに分校つくらないか」とかいろいろいわれるんですが、分校作れる能力あればいいなあとは思いますが、なかなか教育問題っていうのは、ちょっと筋がちがうかもしれないけど、結構まちづくりとか、継続的なですね、いわばまちづくりをしていくっていうときには、かなり大きな問題で、ちょっと真剣に考えて、設置形態がそれぞれ違うものですから、それぞれの責任になってるんですけども、もう少し総合的に考えたほうがいいかなという感想は持っております。ま、あの、私事で申し訳ございませんが。

一応この、市町村の在り方というところで、いろいろ皆さん御意見をいただきまして、これにつきましては、前回同様、事務局と相談いたしまして、少しまとめていきたいというふうに思っておりますが。一応、1番目の議題としてはこれを打ち切ってよろしい

でしょうか。あ、何か付け足すことありましたら。

#### **相楽委員**

今回、今後の市町村の在り方ということを考えた場合にですね、いわゆるその自治体の大きさによってね、ものすごく違ってくるんですよ。だからここ、なかなか論議しがたいんです。だから私なんかなかなかこうお話できないことたくさんありますね。たとえばもう、合併しないで独立してやっていきましょうと、これ住民自治だからあたりまえのことですからね。福島県だって700人から36万人までいるわけでしょう。そのときに自治体の在り方はこうでねと論議したって、限界がありますよね。ですからやっぱりあの、町の在り方、村の在り方、市の在り方とこういうことで考えていただくと、私はもっと具体的な話がいっぱいであるのではないかと思いましたね。

#### **今野会長**

それはまったく同感でありまして。そういう意味では、いろんな状況、市町村の置かれた、規模も含めて、置かれた状況によって、やっぱり画一的ではなくて、いわば自治体が地に足付けてですね、どういうふうにするかっていうのをそれぞれのところで考えられるように、仕組みをどうつくるか。ですから多分具体的にこうすべきだっていう議論はここではなかなかむずかしいとは思いますが、ただ、そういう多様性を前提にして、やはり規模の多様性、いろいろと地域的な多様性もありますので、それなりきの対応ができるような仕組みを考えるということは、どうも皆さんの御意見を聞いていると、かなり統一的な議論ではないかというふうに思っています。

よろしいでしょうか。それでは1番目は、後でまた次回に審議会に取りまとめたものをお示ししたいというふうに思っております。

### **(2)県と市町村の役割分担・連携の在り方について**

#### **今野会長**

議事の2番目に入りたいと思います。県と市町村の役割分担・連携の在り方について、議論いたします。前回までの各委員の意見を踏まえまして、資料のとおりまとめております。事務局から説明をお願いします。

#### **広域行政グループ参事**

資料の3を御覧いただきたいと思います。県と市町村の役割分担・連携の在り方ということでまとめました。今回まとめましたものは、これまでの議論。それですね、先般「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラムの素案というものを県のほうでお示しいたしましたので、その関係部分なんかも資料として入ってございます。

まず1ページでございますが、これは前回と同様の内容になっております。2ページ

が県のほうで示しました進化プログラムの素案の中の、県の機能というものがどうあるべきなのかというのを、いままでの機能を再編し、新たに広域連携機能、自立基盤の確立のための支援機能、専門・高度技術機能、情報結節機能、それに地方分権加速機能という、この5つの機能に再編してやっていくべきじゃないかというふうな提案を行っております。

で、3ページ御覧いただきたいと思いますが、県が市町村にどういう連携をしていく場合にですね、県の基本的なスタンスとしてはどうなのかということでございます。いままでいろいろ、県のほうも、お叱りも含めましていろいろ御意見をいただいたところでありまして、まずイコールパートナーとしての認識を、やっぱり県がきちり持って連携を深めていくべきではないか。それと、住民、市町村の課題というのが、県自らの課題であるという認識で対応していく必要があるのではないかというようなことを記述しております。

で、具体的に連携の方策でございますが、先ほども、県の職員が現場にいたり、市町村住民と一緒に汗を流すということも必要じゃないかということも、御意見ありましたけれども、やはり県としても、地域課題を市町村、住民と共有してですね、まずそこから始まらなきゃいけないだろうと。で、役割分担と連携に基づいて対応を図っていく。それぞれの役割に応じて対応していくことが必要じゃないかということでもあります。

そのためにまず、県の出先機関があるわけですがけれども、ここが市町村、住民とのインターフェース的な、窓口機能をしっかり持って、そして出先機関同士、本庁も含めてですね、そういう情報・課題というものをお互いに共有することから始まるんだと。そして、それぞれの地域課題の解決策について、市町村、住民とともに検討して解決策を見いだしていく、そういうようなシステムが今後必要になってくるのではないかというふうなことでございます。

で、具体的に連携の方策、メニューということですが、これいまでもいろいろ御説明申し上げておりました。4ページのほうでございますが。市町村間の問題、あるいは特に県際地域の問題なんかがあると思います。そういうその広域的な課題に対する、県の調整機能みたいな役割があるだろうと。それと、先ほど権限の問題がありましたけれども、市町村の実情に応じた権限を、市町村の要請に基づいて、きちりした形で、オーダーメイドによって移譲ができるようなことができないか。あるいは先ほど人事交流と市町村の派遣等もありましたけれども、人的な支援の問題。あるいは、いろんな広域的に取り組もうという場合の調整機能の問題。あるいは、市町村でなかなか効率的でない、市町村がやっていった場合にはなかなか効率的でないという事務の場合、あるいはやりきれないというふうな場合もあるかと思いますが、そういう場合の事務を、県が受託をするようなこともあるのではないかと。あと、住民、市町村に密着した、そういう研究技術、そういうものの開発をしていくことも必要だろう。それと地域における課題解決の取組事例、まあ成功事例とかですね、あるいはこういうふうにしたほ

うがうまくいったとかですね、そういうものをちゃんと県としてもデータベースとして持って、そういうものをきちっと発信してアドバイスできるような、そういうことも必要だと。それと先ほどちょっとありましたけれども、やはりいま、市町村が自分たちに独自の政策をしていくためには、いろんなネックになっている問題があるかと思いますが。あ、すいません1つ飛んでしまいましたけども。そういうネックになっているようなものについて制度提案のようなことが、やっぱり市町村と一緒に共同研究をしていくようなことがあると。すいません1つ戻っていただきまして、地域の実情に即した政策を実現するために、市町村でなかなか難しいといわれております、政策法務といいますが、条例制定なども含めた、そういう制度立案をするための政策法務の支援体制というものが、県のほうにも求められるのではないかというようなこと。今までのなかからいろいろあったものを、こんなメニューが考えられるのではないかということでまとめた次第であります。以上です。

#### 今野会長

どうもありがとうございました。今の事務局の説明踏まえまして、さらに皆様の御意見をいただきたいんですが。いかがでしょうか。

あの、市町村の連携の体制のところ、私はどうも非常に気にかかっているのはですね、振興局というのは、私もあまり勉強していないものですから申し訳ないんですが、どういう役割をはたして、まさに、今の現在の振興局ではこういう役割をはたせないのかどうなのか。ちょっと皆さんも、我々はどうもこう、県南にいと県南の振興局、いろいろ聞いたりするんですが、そういう機能っていうのは今のところは特別問題にはしていないってということでしょうか。

#### 行政経営グループ参事

振興局につきましては、そもそも地域づくりの中核機関として作っておりますので、そういった機能はあるわけでございますが、基本的に現在、出先機関の構成が、振興局の他に、農林事務所であったり、建設事務所であったり、保健福祉事務所であったり、そういった各部の縦割りで入っている出先もございまして、振興局中心になって、地域の課題をいろいろと、当然今も、出先機関として連携してやっているわけでございますが、そういったことを踏まえて、もう少し組織的に全体として受ける体制を再度構築すべきではないかという議論がございまして、一方でそういう連携強化の方法をもう少しシステムのわかりやすくできないかということで、今、現在検討しているところでございます。

#### 今野会長

どうもありがとうございました。菅野さんよろしく申し上げます。

## 菅野委員

今、振興局の話が出ましたけれども、この前の対談の中でも振興局の課題を1つあげさせていただきました。私はもう内部で検討したんです。振興局を縮小する方法がいいのか、拡大するほうがこれからのためにいいのかと、こんなふうに内部でいろいろ検討したんですが、やっぱり拡大するほうが分権社会の中では大切なことではないかと、こういうことだったんですね。ただ、残念ながら権限と財源がどれくらいあるのかっていうのは、一つの課題なんだろうと思います。

これはあの、相楽市長さんなんかみんな同じだろうと思いますが、私ら、なんかあると、やっぱり出先機関にまず行って、同じことをまた本庁に行ってということをやらなければならない。場合によっては直接来ちゃうとお冠りになるとかということもあってですね、非常に、あの、大変なことなんです。これは組織ですからある程度しょうがないだろうと思うんですが、ただただ、その時に内部で話が出たのは、せめて地方振興局と、出先機関と市町村課。あの佐々木（総括）参事さんのことを言っているわけじゃないですよ。全体としてですね、野党であってほしい。県に対して野党であってほしい。そのスタンスがあれば、我々ちょっとのいろいろな大変さやなんかはいいだろうと。ところがやっぱり何かあると県側に立ってという話になると、存在価値は0だと。こういうことなんだろうと思います。私らもわずか7、8年の経験の中で、「あ、この人は野党になってくれているな」「あ、これはもう全然どうしようもないな」というのがあるわけですから、是非その、市町村課と振興局くらいは県に対して野党的立場。つまり野党的立場っていうのは市町村側に立って、県といろいろ汗をかいたり、つばを飛ばしたりっていうことをやっていただければ。私はやはりこれからどんどん振興局も充実をしていく必要があるんじゃないかと、こんな話になったところです。あの、市町村課がいま違うっていうわけじゃございませんけれども、かえって気の毒なくらい頭下げたいただいていますから。

## 相楽委員

市長会でもいろいろな意見をいただいたわけですが、その内容を見ますと、やっぱり振興局の権限が非常に小さいと。なおかつ、ちょっとしたものをやるときには、許認可なんかになんと一年間くらいの期間を要するものがあると。こういう話でございますので、やはりある程度、そんなに大きなものでない限りはですね、振興局のほうに権限を移譲してね、そこで協議はだいたい整うと。難しいものはですね、それはもうやむを得ないですけども。法律的にいろいろなんか許認可権を持ってますね、そういうものは、やっぱり振興局のほうに権限を移譲してやっていただかないと。ただ繋ぎ役だけになっているっていうんですよ。繋ぎ役だけではこれはどうにもならないので、ある程度そこで権限行使できるような、移譲をやってもらいたいっていう意見が多く出ていますので。（事務局から）コメントいただくのならば、併せて。

### 市町村領域総括参事

いつもお叱りをいただいているお話をいただいたわけですが、私どもの基本的な考え方といいますか、そういったものは、今、会長さんからもありましたとおり、やはりより近い現場でいろいろ行政判断をして、実施に結びつけていくってことで、基本はできるだけ地元。県の組織の中でも、出先機関にできるだけ権限を落としていく、そういった流れに今ありますし、先ほど行政経営参事のほうからもコメントいたしましたけれども、そういう形で今内部で進んできていると。この流れは分権の流れと同じ姿でありますので、その辺の流れを変えるということはないのかなと思います。そしてまた、私どもなり振興局、どちらを向いて仕事をするかと、そういうお話かと思えます。やはり平日頃から、その辺は私ども肝に銘じまして、やはり常に市町村。私、基本的には市町村がよくなれば、発展すれば、県がよくなる。県がいくらがんばってもですね、それぞれの市町村がよくならなければ地域がよくなれないわけでありまして。そういう思いで仕事をさせていただいてますし、やはり、県の中では市町村を向いて、ある面では県の憎まれ役を我々の領域の中でやっていかなきゃならない。ま、このくらいは常に知事からもお話をいただいているところでありますし、そういうつもりで職員一同やっておりますので、今後ともそういう姿勢でやっていきたいとこんなふうに考えています。

### 今野会長

どうもありがとうございました。その他、連携の在り方で、はい、佐藤さん。お願いします。

### 佐藤和子委員

あの、法を担う、一方のNPOというような形でやっていくと、ほとんどの市民の方々は分かりにくいんですね。要するに県は何やってる、振興局は何やっている、まして市町村ですらも、しょっちゅうくる方なんていらっしやらないわけですね。おつきあいすると。例えば子育ての支援をしたいんだけど、県営住宅の一階ってというのがずいぶん空家になっていて、そこをつかわせて欲しいと。この時どこに行ったらいいんだらうと。自分は「子育て」なんで、教育とか保育の方に行くんだけど、そこを管理しているのは住宅課っていうか。市民の方々はそういう縦ではもの考えなくて、自分のやりたいサービスを、こういうことやりたいんだけどもはたしてどこに行ったらいいんだらうか、というふうになったときに、とても分かりにくい。そこら辺をどうしたらいいのかなっていうのが一つ問題。

それから今度、市町村と県と狭間を、広域連携なのか、ちょっとよくわかりませんが、本来、学習センターみたいなところで、市民の人たちの教育・啓発みたいなことをやっているんですけども、今度県のほうで、小さい市町村ではできないような内容を、県がそれをフォローしようというようなやり方を始めるんですけども。これまた申し込みはどこにいったらいいんだらう、この問い合わせはどうしたらいいんだらう

っていう形で、とても分かりにくいので、どこであろうとも通じるような仕組みってないんだらうかと。それから1つ窓口きけば、私たちはどちらかというところ「これはどこに  
いって相談したほうがいいですよ」とか、知り合いに電話をかけて「これはどこで相談  
したらいいんでしょうか」というような、チャンネルをもっていけばいいんですけども、普通の市民の方々は、まず行政の方と接する仕方は分からないというような状況  
がほとんどだと思ってしまうので、そこらへんの改善も是非してほしいなというふうに思います。

#### 今野会長

はい、ありがとうございました。はい寺島さんお願いいたします。

#### 寺島委員

まずあの、ここにですね、県は市町村、国とイコールパートナーと、そういう認識だ  
とここに書いてあります。それで、進化プログラムの中にもですね、中になんかの部分、  
その、意識の改革っていいですか、私読んで実はびっくりしたんですけど、ずいぶん県  
の皆様方も意識改革が進んできたんだな、という感じで読ませていただきました。

それで、それをどうやって具現化しているかっていうのが、これから非常に大事だ  
と思うんですが、いまその佐藤さんのお話の中に、広域連携の問題もちょっと出てしまし  
た。それでたとえば埼玉県でいろんな協議会をですね、たとえば介護の問題については、  
ここここ7町村で協議会を開いて、そこで一つの施設を作って協議をやりましょうか  
とか、ダイオキシン無くすためにどういうふうにしていきますか、先ほどいった教育の  
問題、それからいろんな形ですね、広域合併をするとなにからなにまで、白紙委任  
っていう表現がどうか分かりませんが、重くなってくるんで、その辺を効率的にやってい  
くと特に町村はいいのではないかなと。それを県のほうで指導してですね、広域の在り  
方というものを指導して、入り込んでやっていただければと、そういうことではないか  
なというふうに思います。

それから、佐藤さんのほうから、どこに行ったらいいのかという話で、実はある市に  
ですね、私も前に銀行いるときに頭取と行って、ITの非常に成長著しい地域で、我々  
の役割なにかあるのではないかってことで行ったときにですね、一番出てきたのが、行  
政に対する、窓口をきちっと作って欲しいと。で、これはたとえば市から県に、また市  
から国に、そういうもののチャンネルをですね、そこにいけば何でも分かるようなチャ  
ンネルを作って欲しいと。こういう要望が実は一番多かったんです。その辺は、今の市  
町村の皆様方もよくお考えになって、そういう窓口はできているんだと思うんけれども、  
県のほうの御指導もさらにやっていくべきではないのかなというふうに思っております。

#### 今野会長

どうもありがとうございました。その他に。それでは佐藤さん。

### 佐藤晴雄委員

すいません、途中で失礼しますので、一言発言させていただきます。あの、3ページの(2)の連携の体制の内容なんですけれども、この丸5つ読みましてね、これわざわざここで書き込む必要あるのかと思う内容なんです。本来、こういうものは今までに機能していなくちゃいけない、やっているものだろうと思うんですね。特に地方振興局が役割を果たしたり、これはいずれも既にやっていなくちゃいけない話ではないかと、私思いました。新たな項目じゃないと思う。っていうことは、地方振興局がまったく機能していないっていうか、ほとんどこういう部分はやってこなかったことなのかなと思います。ちょっとお伺いしたいと思う。本来ここはもう、既に私、やっていることだと思っていたんですが、ちょっとお伺いしたいと思います。

### 今野会長

じゃあ、簡単にコメントをお願いします。

### 行政経営グループ参事

中身、内容は、こういう具合に、おっしゃるとおりの話なんですけど、ここに書いているっていうのは、ちょっとまだ抽象的なレベルに留まっておりますが、こういった方向で、先ほどいいましたように組織的な位置づけとか、そういった、中を含めて、具体的にシステムとして、改めて構築するべきことをごさいますして、先ほど窓口が分かりづらいついとかですね、といったことも含めて、地域の課題をどういう形で一本化して受け止めていくか。そういったシステムを本庁と出先も含めて、具体的に提示をするということをごさいますので。いま地域振興局もこういった方向で動いておりますが、本庁、出先一体となって、どういう形で、全体としてシステムを作るかっていうところを、今検討しているところをごさいますので、その辺は御了解いただきたいと思います。

### 今野会長

どうもありがとうございました。それじゃ、相楽さん

### 相楽委員

これから県としての役割とかを考えていくんだと思うんですが、その中で、市町村の合併がどんどん進んできて、全体の数がだんだん少なくなってきます。同時に自治体間での人口のばらつきってのが拡大してきますね。そういったときに、今市町村で独自にやっている仕事としては、介護とか国保とかあるんです。ところがですね、これはやっぱり県民という立場を考えたら、市町村毎にサービスが違って本当にいいのかという問題があるっていうことがあるんですね。ですからこういった問題については、これはやっぱり、こういった見直しをするんだしたら、国保とか介護とかっていうのは県の事業としてね、大きな枠の中で取り組んだらどうかというふうな話があります。これ、

出来るかどうかはまた別の問題であります。そうでないっていうとね、この格差が、市町村、自治体格差が、どんどんこう、大きくなっていきますね。それを解消するためには、そっちのほうでやっていただきたいということです。

もう一つはですね、水の問題なんかもそうなんです。御承知のとおり自治体によってね、水の（問題）は解消ってことができない自治体があるんです。そうかと思うとね、もう余って余ってね、どうしようもないところもある。開発しようとするならたくさんある。ですからやはりこの、各自治体できないようなことの一つなんです。こういうものについてはやっぱり、いま広域で水道事業等やっているところはたくさんあるわけですが、こういうものはやっぱり県の役割としてね、県民の水供給するような、そういう仕事を今後やったらどうかと、というふうなことが出ております。

で、御承知のとおりですね、だんだん自治体の数が減っていけば減ってくるほど、そういう、今の、問題の偏在っていうものが発生いたします。その偏在を解決するためには、県がですね、広域的な見地から取り組むということが一番いいんじゃないかということです。先ほどいった医療費の無料化現物給付の問題なんかもそうですね。各自治体毎にやっているのは容易でない、というものの、いわゆる調整機能をきちっとやらうという、具体的な仕事に置き換えてすると、そういうことが今の市町村の間では歴然として出ているということでもあります。

#### 今野会長

どうもありがとうございました。時間もあまりありませんけど、是非なにか。

#### 柳沼委員

今後の市町村の在り方についてという部分でも出てるんですけど、制度改革、政策提案をしっかりとやっていくんだというのと、県と市町村の役割分担では、政策法務、法令解釈支援体制の充実ということで。昔の経験を言わしていただくと、実は、福島空港利活用促進の時に、最初、空港が開港になったときに、「ふくしま空港っていう名前じゃちょっとおもしろくないから「ゴジラ空港」にしたらどうですか」と言ったことがあるんです。そしたらその、まあ、県もそうですけど、そう言ったら、県職員、市町村職員ってのは、必ずいろんな法律を出してきてですね、「あ、これはできません」「これは難しいです」と、必ずできない理由を得々と説明してくれるというのが取材活動通じて感じたことなんです。ですからもっと柔軟に考えて、できる方策をどうしていくかというのを研究するようにしたらどうですかという提言をしたことあるんです。

ですから、こういう、今日盛り込んだことは大変意義があるということなんで。その辺はもう少し、わかりやすく、具体的に、じゃあこうやっていくという役割分担をしっかりと示してですね、できる方策をみんなで考えようという仕組みをですね、県と市町村が一緒になって考えていくと。できない理由は上手です。これからはできる理由をどうやっていくかと。いろんな法律を駆使してですね、その法の網をくぐり抜けてもいいか

ら、なんかおもしろい政策を打ち出していくというような方法を是非やってほしいというふうに思っております。

#### 今野会長

はい、ありがとうございました。そろそろよろしいでしょうか。はい菅野さん。

#### 菅野委員

さきほど相楽市長さんからも期せずしてお話あったんですが、たとえば今ね、国保、非常にたいへんな状況であります。なんか国のほうでは、高齢者の国保のほうですか、いわゆる前期と後期と分けて、75才以上のお年寄りのほうは市町村でと、ま、こういうふうで。我々の全国の町村会も大反対をしているんですけども。その中で、ほんとは県がやればいいんだけども、県はぜったい引き受けないしなあと、こういう話があるんで。やっぱりあの、もうちょっと大局に立って、いわゆる小さいところではなかなか大変だけれども、大きなところでやれば、いわゆる健康な人も病気をしてもお互いに助け合う中でできるというのがあるんだろうなと思いますので、懐をだんだん大きくしていただきたいなということ。

あともう一つ、いろいろ話聞いてて、先ほど窓口の問題もありましたけど、どうもやっぱり、我々行政、役所はPR下手です。ですから、県職員、私らもそうですけれども、3人くらい減らしてもいいから、やっぱりPRのプロを雇うというくらいの気持ちで、どう県民に、我々が一生懸命やっていることを知っていただくか、あるいは県民が何かあったときには、もっと分かるようなシステムを作っていくかというのを、その辺のノウハウはなかなか我々行政では、一生懸命やっているんですけどできませんので、その辺のプロを専属に雇ってやってくくらいの気構えがあっても、これからの時代はいいのではないかと、こんなふうに思っているところです。

#### 今野会長

はい、どうもありがとうございました。その他ございませんでしょうか。時間もいろいろ押してまいりましたけれども、いろいろ有意義な御意見いただきました。

非常にいつも、私自身も悩んでいるんですが。多分、介護の問題とか国保の問題、いろいろありますけれども、きっとどこに住もうとも、たとえば同じ県民であれば同じような便宜が受けられるというか、格差、しちやいけないものと、それと、その町ではそういう特徴を出すんだというものが、どういうふうにミックスするか、まあ一般に国の場合だと、ナショナルミニマムという言い方しますけどですね。その辺あたりも、どういうふうにこれだけはきちっとしまししょう、まあ教育の問題もそうかもしれませぬし、そういう制度の仕組みも現実にありますけれども、もっと県と市町村の間も、お互いに了解しながら、何かそういうふうなもの作っていけるのかなあと、そういう必要があるのかなという感じはしております。

で、まあ、どうしても県と市町村という対抗軸でいろいろ考えますと、できれば、市町村のほうでは、なんでも県でやってほしい、という話になるので、ちょっとこれはまあ問題があるので。そうじゃないはずなんです。まあ、いろいろ気にする人たちが、なんかなんとなく、なんでもやって貰えるんだという考えだと、まさにその市町村の自治の問題がね、問題になりますので、その辺は当然前提ではありますが、なんとか市町村でできるものはやりながら、あるいは連携でやりながら、あるいはNPOとも協力しながら、なおかつやはり県との協力でなんとかより一層やっていくということが逆にねらいなのかなというふうに思っております。

でまあ、常に制度のなんていいですか、ネックが常にありましてですね。私みたいな小さな大学でも、ほんとに文部科学省の課単位に、係を作ったりするんですね。縦割り行政もいいところでありまして。どうしてもやはり、住民のサイドにもし立つならば、もう少しPR、先ほどたらい回しの話だと思うんですけども、もう少し工夫は、自治体に、県も含めて必要なのかなという気はしますけれども。やはり制度自体はそのままにしているとなかなかやっていけないという。ネックになっているもの実際にありますので。県知事の御挨拶にもありましたけれども、もう一応それはあると前提にしたらどういふふうにしたらいいのかという…。私は、あのどうもこの点でも、ちょっと西高東低かなという感じがするのは、やっぱり西日本にいくと、制度はないけれどこういうことが必要なんだと、制度無いっていうと、じゃあ制度作れとか制度変えろという。私も法律の勉強長いものですから、法律からはどうしてか、できないことを考えるというか、制度の解釈が主なものですからね、どう作り上げるかというのは、あまりなれていないということもありますけれども。まあ今回とにかく、現場で必要なものをどういふふうで制度に表していくかということが必要なもので、知事さんもそういうふうな観点ですので、是非今後ともですね、議論を展開していただきたいというふうに思っております。

で、今日いろいろ御意見いただいたものにつきましては、事務局と、前回同様ですね、整理させていただきまして次回の審議会にさらに取りまとめたものを出したいというふうに思います。

### (3) その他

#### 今野会長

それで3番目の「その他」でございますけども、これ皆さんのほうから御意見等ありましたらということで。ございませんでしょうか。審議会の運営等も含めまして、よろしいでしょうか。

それでは私のほうから。これまで主に二つの審議事項に基づきまして、3度やって参りました。本日の資料の一部にございますように、最終的にはこの審議会としては、報告書という形でまとめたと思います。で、あの、皆さん手元には行ってるわけですね？えっと、資料2のような形で取りまとめた。今後の市町村の在り方ということで既に若

干報告していただきましたが、こういう形で、次回に素案を提示させていただきましてですね、報告書という形で、知事のほうに出したいというふうに思っているんですが、そういう形で準備させて、次回議論していただくということでよろしいでしょうか？中身はいろいろ御議論いただくということで、よろしいですか？はい。それではそのように進めさせていただきたいというふうに思います。もし、審議事項に関わる御意見ございましたら、任意の様式でかまいませんので、事務局までメール等をいただきたいというふうに思います。

それで次回なんです、年内ちょっと忙しいということもございまして、来年の1月なんです、1月20日の金曜日の午前中というふうにしてはどうかというふうに事務局と打ち合わせをしておりましたが、皆さん御都合はいかがでしょうか？まだ予定が入ってはいないんじゃないかと期待しているんですが、議会とか大丈夫ですね？それじゃ、そこを是非優先的に確保していただけるようお願いしたいというふうに思います。それでは本日の議題につきましては以上でございます。これで議長の任を下ろさせていただきます。御協力ありがとうございました。

### 3 閉 会

#### 司会（市町村領域市町村行政グループ主幹）

会長どうもありがとうございました。以上を持ちまして、第3回福島県市町村と県の連携に関する審議会、閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

平成17年12月26日

議事録署名人 鈴木宏幸 印

議事録署名人 寺島由浩 印